

令和7年度 年度更新について

東京労働局 労働保険徴収部

適用・事務組合課 事務組合徴収第1係

TEL 03 - 3512 - 1646

1	労働保険料率・拠出金率	1
2	委託事業場が作成し事務組合へ提出する書類	6
	一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法	9
3	事務組合が作成し労働局へ提出する書類	12
4	年度更新関係書類の提出期間・提出先	19
5	保険料等の納期限及び口座振替納付日	20
6	滞納時の事務処理	21
7	増減額訂正報告	22
8	再確定報告	22
9	その他	23
10	注意事項	25

1 労働保険料率・拠出金率

- (1) 労災保険率・・・令和 6 年度 改定あり (2 , 3 頁参照)
令和 7 年度 改定なし (令和 6 年度と同率)

メリット適用事業場の労災保険率



労働局から郵送予定 (4 月末ごろ)
「メリット対象事業場一覧」で確認

△5月末に厚生労働省より郵送される申告書に同封
労災保険率決定通知書で再確認！

- (2) 雇用保険料率・・・令和 6 年度改定なし (4 頁参照)
令和 7 年度改定あり (5 頁参照)
- (3) 一般拠出金率・・・改定なし (平成 2 6 年度から改定なし)

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02・03	林業	52/1,000	60/1,000
	11	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18/1,000	18/1,000
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000
	21	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はトロライト鉱業を除く) 又は石灰鉱業	88/1,000	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はトロライト鉱業	13/1,000	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000
	31	水力発電施設、すい道等新設事業	34/1,000	62/1,000
建設事業	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000
	33	舗装工事	9/1,000	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	9.5/1,000	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
	45	印刷又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000
	製造業	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
50		金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000
51		非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000
52		金属材料品製造業 (鋳物業を除く)	5/1,000	5.5/1,000
53		鋳物業	16/1,000	16/1,000
54		金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	9/1,000	10/1,000
63		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000
55		めっき業	6.5/1,000	7/1,000
56		機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5/1,000	5/1,000
57		電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
58		輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く)	4/1,000	4/1,000
59		船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000
60		計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く)	2.5/1,000	2.5/1,000
運輸業	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000
	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000
	72	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	8.5/1,000	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く)	9/1,000	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000
	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000
	91	消播、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000
その他の事業	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000



2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(令和6年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	請負金額に乘する率	
		新	旧
建設事業	31 水力発電施設、すい道等新設事業	19%	19%
	32 道路新設事業	19%	19%
	33 舗装工事業	17%	17%
	34 鉄道又は軌道新設事業	19%	24%
	35 建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%
	38 既設建築物設備工事業	23%	23%
	36 機械装置の組立て又は据付けの事業	38%	38%
その他の建設事業	組立て又は取付けに関するもの	21%	21%
	その他のもの	23%	24%

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自動車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生资源採取業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号の作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（陶磁器製造の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様
3/1,000で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roundoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから



令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和6年度の雇用保険料率>

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業 (令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業 (令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業 (令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060215保01

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①		雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担		
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000 3.5/1,000	14.5/1,000 15.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000 3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000 4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000

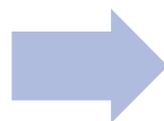
(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2 委託事業場が作成し事務組合へ提出する書類

(1) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告（賃等報告）

年度更新時は労働局に
提出しないが・・・



再確定や算定基礎調査の際には
写しの提出が必要

委託事業場が賃等報告を作成するために・・・

「労働保険料を正しく申告納付するために」

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」

自動計算がある
エクセル

東京労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 労働保険の手続き
> 労働保険の年度更新（労働保険事務組合関係）に掲載



委託事業場から、賃等報告を受けたら・・・

組様式 4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

① 労働保険番号 13301900000001	府県 13	管轄 30	基幹番号 1900000000	扶番号 0001	③ 事業の名称 株労働出版	TEL 03 (XXXX) XXXX	⑦ 事業の概要(具体的に記入してください。) 出版業	⑧ 特掲事業 イ. 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/>
② 雇用保険事業所番号 1301-000000-0	④ 事業の所在地 千代田区九段南〇-〇-〇		⑤ 事業主の氏名 労働 二郎		⑥ 作成者氏名 徴収 花子		※ 業種 9703	⑩ 令和7年度概算の延納 ㊦ する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> (分限納付(3割) (一般納付(1割))

区	令和6年度						令和7年度						
	① 賃金の集計に誤りがないか確認		④ 雇用保険被保険者と異なる理由の確認		③ 被保険者の確認		① 賃金の集計に誤りがないか確認		④ 雇用保険被保険者と異なる理由の確認		③ 被保険者の確認		
月別内訳	常用労働者	役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))	臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	計	被保険者	役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))	計	常用労働者	役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))	臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	計	被保険者	役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))
令和6年4月	8人	1,721,847円	5人	340,000円	13人	2,061,847円	8人	1,721,847円				8人	1,721,847円
5月	8人	1,721,782円	5人	340,000円	13人	2,061,782円	8人	1,721,782円				8人	1,721,782円

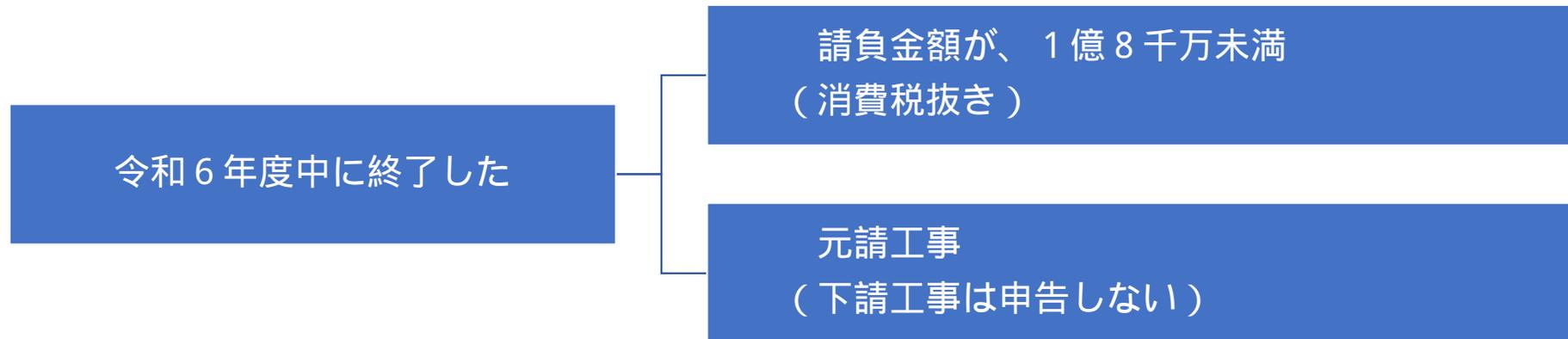
雇用保険被保険者関係届出処理簿と突合 (青本 P 93 ~ 95 参照)

賞与等	令和6年6月	6年12月	年月	合計	省 略	合計	令和7年度
賞与等	8人 2,645,000円	2人 50,000円	10人 2,695,000円	8人 2,645,000円	8人 2,938,000円	8人 2,938,000円	8人 2,645,000円
合計	25,699,753円	3,090,000円	28,789,753円	25,699,753円	25,699,753円	25,699,753円	25,699,753円
			11人 28,789,753円	7人 25,699,753円			7人 25,699,753円
			11人 41,929,753円				7人 25,699,753円
							25,699,753円

令和6年度確定		特別加入者	令和7年度概算		令和7年度 賃金総額の見込額		予備欄	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険		
20,000円	7,300,000円	労働 二郎	20,000円	7,300,000円	④ 常時使用労働者数	人		
16,000円	5,840,000円	労働 一郎	20,000円	7,300,000円	⑤ 雇用保険被保険者数	人		
		労働 京子	10,000円	3,650,000円	① 支払賃金総額の見込額	円		
					② 賞与等臨時支払賃金の見込額	円		
	⑥ 千円	合計	①+② 千円	① 千円	合計	①+②+③ 千円	④+⑤+⑥ 千円	
	13,140		47,039	18,250		前年度と同額	前年度と同額	

② 特別加入者の確認

(2) 一括有期事業報告書 (建設の事業) 及び一括有期事業総括表



委託事業場が一括有期事業報告書と一括有期事業総括表を作成するために・・・

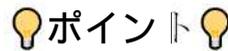
「一括有期事業報告書と一括有期事業総括表の作成及び記入について」

東京労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 労働保険の手続き > 労働保険の年度更新 (労働保険事務組合関係) に掲載



< 一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法（記入例1～3参照）>

(1) 一括有期事業総括表に記載されている「事業（工事）の種類」ごとに分ける。

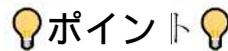


1件の請負金額が、500万未満の場合はとりまとめて記載可

(2) 一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」ごとに 請負金額を集計する。

(3) 上記(2)で集計された請負金額に、事業開始時期に応じた労務費率を乗じて賃金総額を算出する。

(4) 上記(2)・(3)で算出された請負金額と賃金総額一括有期事業総括表に転記し、事業開始時期に応じた保険料率・一般拠出金率を乗じて労災保険料額・一般拠出金額を算出する。



労務費率・保険料率等は「事業開始時期」に応じた率で計算

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

記入例1

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

事業主印

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
13101900005001	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	30年 2月 16日 日から 6年 4月 15日 日まで	151,700,000			151,700,000	23%	34,891,000	
	(平成30年3月31日以前工事開始分)	(小計)				① 151,700,000		② 34,891,000	
	× 〇〇駅前第三ビル新築工事に伴う 大規模ガラス仮設置工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	6年 4月 11日 日から 6年 9月 10日 日まで	8,000,000			23%	1,840,000	
	△ センター前記に伴う 冷暖房設備設置工事	〇〇市〇〇 〇-〇-〇	6年 5月 21日 日から 6年 12月 20日 日まで	6,000,000			23%	1,380,000	
	(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)				③ 14,000,000		④ 3,220,000	
事業の種類	35 建築事業(仮設建築物設備工事等を除く)					30,200,000		6,946,000	

前年度等(保険関係が前年度に属し、5月までに廃止又は終了したそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。)

<地域要件の廃止について>
工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

(記入の地はその名称及び代表者の氏名)

<賃金総額を労務費率を用いて算出する場合>
工事開始日が平成27年4月1日以降の工事に関しては、消費投抜き額の請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて算出する。

様式第7号(第34条関係) (甲) (別紙)

記入例2

事業主印

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
13101900005001	〇〇ターミナルビル給排水管更新工事	〇〇市〇〇 〇-〇-〇	6年 4月 1日 日から 6年 8月 15日 日まで	5,000,000			23%	1,150,000	
	〇〇商業施設改修工事 外29件	〇〇市〇〇 〇-〇-〇 外	5年 4月 10日 日から 7年 3月 15日 日まで	22,500,000			23%	5,175,000	
	(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)				⑤ 27,500,000		⑥ 6,325,000	
事業の種類	38 仮設建築物設備工事等					27,500,000		6,325,000	

500万未満の工事は「事業の種類」ごとにまとめて記入できる。

太枠部分⑤・⑥は一括有期事業総括表に転記する金額

<地域要件の廃止について>
工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

業種番号	事業の種類	事業開始時期	労働保険番号										賃金総額	労働者数(%)	保険料額		
			1	3	1	0	1	8	0	0	0	0				5	0
31	水力発電施設、 すい道等新設事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											18	89			
32	道路新設事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											20	10			
33	舗装工事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											18	10			
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											17	9			
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 平成30年4月1日 以降のもの	151,700,000	①		34,891	②		14,000,000	③		23	34,891	④	8.5	383,801	80,580
36	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 平成30年4月1日 以降のもの	27,500,000	⑤		8,325	⑥					23	8,325	⑥	12	75,900	
36	機械設置 の組立て 又は搬付 けの事業	組立て又は搬付 けに関するもの											38	7.5			
		その他のもの											40	8.5			
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											38	7.5			
		平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以前のもの 令和0年3月31日 以前のもの 令和0年4月1日 以降のもの											21	8.5			
合計			A 44,438			B 490,291			C 44,438 円						D 888 円		

太枠は一括有期事業報告書より転記された金額

二重枠のA~Dは申告書内訳に転記する金額

< 一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法(記入例1~3参照) >



~~事業場の業種番号で記載~~



事業(工事)の種類ごとに記載!

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

〇〇年〇〇月〇〇日 住所 〇〇区〇〇-〇-〇

事業主 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行着・事務代理者の表示 氏名 電話番号

委託事業場から一括有期事業報告書・一括有期事業総括表を受理したら・・・

「事業の名称」等から「事業（工事）の種類」ごとに分けられているか？

「事業開始時期」ごとに記載されているか？

「事業の期間」から令和6年度中に終了した事業（工事）であるか？

「請負金額」が1億8千万円未満(消費税抜き)の事業（工事）か？

賃金総額（＝請負金額×労務費率）、労災保険料額（＝賃金総額×労災保険料率）、一般
拠出金額（＝賃金総額×一般拠出金率）に誤りがないか？（確認の上、申告書内訳に転記）

提出用（正/労働局用）・事業主控等に事業主名が記載されているか？

3 事務組合が作成し労働局へ提出する書類

(1) 保険料・一般拠出金申告書内訳 (労働局用、事務組合控を提出)

令和7年度より「監督署用」は提出不要です。

【注意点】

申告済概算保険料額の不一致

- 申告書に印字されている金額と申告書内訳 (合計頁) で集計された合計額は必ず一致!
➡相違する場合、どこかの委託事業場の申告済概算保険料額が誤っている、漏れている、増減額訂正報告をしていないのに誤計上している等の可能性

新規委託事業場や委託解除事業場の記載漏れ

- 委託日、解除日及び解除理由を必ず記載!
- 令和6年度中に増減額訂正報告をした場合でも、申告書内訳に記載!

「日付」「増額・
減額訂正報告済」
の記入を忘れずに
(青本 P 5 1 参照)

⚠減額訂正報告した委託解除事業場の一般拠出金に係る賃金総額は金額を0円と記載⚠

委託解除事業場の概算保険料誤計上、委託継続事業場の概算保険料計上漏れ

- 令和6年度中に委託解除した事業場については、解除年月日・解除理由等を記載
- 委託継続する事業場については、必ず概算保険料を計上。

概算保険料 **0円** で継続はできません

第1種特別加入者の対象者・給付基礎日額・適用月数の誤記入

- 申告された対象者・日額・月数が手続きした対象者・日額・月数と相違。
→特に令和6年度中に手続きした加入・脱退申請書控えや承認通知を必ず確認！

常時使用労働者、被保険者の人数の記入漏れ

日雇労働被保険者の取り扱い

- 日雇労働被保険者に支払った賃金額は労災・雇用とも「賃等報告」に算入する必要あり
(日雇労働被保険者を雇用した場合、印紙保険料と一般保険料の両方を納付)

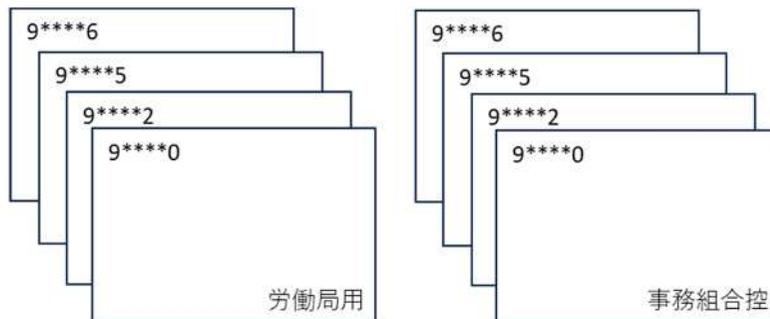
1円未満の端数処理

- 賃金総額に保険率を乗じて労災保険料及び雇用保険料を算出した際に、1円未満の端数が生じた場合は原則切り捨てます。

ただし、

- 労災保険料率・雇用保険料率の両方に小数点以下がある
 - 労災保険（特別加入を除く）と雇用保険の賃金総額が同額
 - 賃金総額（千円単位）の下一桁が奇数
- ～ をすべて満たす場合、労災保険料に1円を加算（青本P45参照）。

複写を切り離して「労働局用」「事務組合控」の種類ごとに分けて提出



受付窓口の混雑緩和のため
ご協力をお願いします！

△提出する前に種類ごとの枚数があるか、拠出金のページ不足がないか確認△

(2) 保険料・一般拠出金申告書 (2枚複写: 提出用、事業主控)

申告済概算保険料額が一致

- 申告書に印字されている金額と申告書内訳(合計頁)で集計された合計額は一致!

各労働者数欄記入、法人番号欄記入

- 申告書内訳(合計頁)で集計された常時使用労働者数、雇用保険被保険者数の合計数を申告書に転記

保険料過納額は一般拠出金への充当不可(本体の場合)

- 労働保険料は一般拠出金には充当できないため、一般拠出金は合計金額から、一般拠出金の滞納分を差し引いた金額を納付。
⇒返還する委託事業場から必ず、一般拠出金の交付を受ける

令和6年度中に増額訂正報告をしていないメリット適用事業場

- 令和6年度中に増額訂正報告をしていないメリット適用事業場の申告書は、厚生労働省から郵送されない
年度更新の際、手書きの申告書・納付書を作成し、申告書に旧労働保険番号の労災保険率決定通知書の写しを添付して提出

申告書と納付書は切り離す

(3) 一括有期事業報告書 (建設の事業) 及び一括有期事業総括表 (2 枚複写 : 提出用、事業主控)

【注意点】

未作成及び未提出

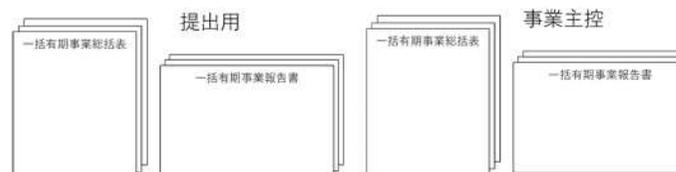
- 作成していても未提出であったり、報告書のみ作成し総括表を作成していないケースが見受けられる
➡必ず作成の上、提出

対象年度中の元請工事がなければ提出不要

- 令和6年度中に終了した元請工事がなければ、電算用の組機様式第8号「労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告」に特別加入者の記載があっても、労働局への提出は不要

「一括有期事業報告書・総括表」は提出用・事業主控の種類ごとにまとめて提出

- 提出する前に種類ごとの枚数があるか確認



組機様式第8号「労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告」について

- 4 枚複写 (入力用・労働局用・事務組合用・事業主控) のうち、労働局用・事業主控は必ず提出
➡入力用は提出不要

(4) 電子媒体

保険料・一般拠出金申告書内訳の内容を保存したCDまたはDVD

【注意点】

年度更新期間内に申告書内訳と同時提出

- 1つの事務組合で1枚のみ作成し、申告書内訳と同時に提出
➡ 7月10日を過ぎて提出された場合、報奨金（電子化分）は交付されません！

< 労働局からのお願い >

申告書内訳を電子媒体で提出した場合であっても、紙の申告書内訳の提出をお願いします！

紙の申告書内訳と同一の内容か？

- データ訂正後、紙の申告書の差し替えを失念

読み込み不可、データなし

- 内容が読み込めない
- CDまたはDVDに、内容が保存されていない

報奨金（電子化分）の交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合

- (1) 報奨金の交付対象事務組合であること。
- (2) 電子媒体の種類はDVD、CDであること。
- (3) 指定された形式で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「申告書内訳」と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

申告書内訳（電子）は、年度更新時（6/1～7/10）に提出

<年度更新申告書内訳等の電子媒体での提出について>

労働保険事務組合の皆様へ

年度更新申告書内訳等の電子媒体での提出について

年度更新の手続等において年度更新申告書、申告書内訳等を提出いただいておりますが、申告書内訳等に記載されている、個々の委託事業場の納付状況等についてもシステムで管理しています。

そのため、労働保険事務組合より都道府県労働局へ提出いただいている申告書内訳等については、システムに申告書内訳データを取り込むため、提出可能な電子媒体の保存形式を定め、定められた形式に適合する電子媒体により提出（電子申請又はDVD、CD）いただいた場合には、報奨金（電子化分）を支給しているところとす。

令和8年度以降の取扱いの変更について

令和8年度以降、更なる電子的管理を進めるため、労働局へ提出される申告書内訳等は、これまでのCSV形式の旧データ形式及び固定長形式のフォーマットは提出ができなくなり、CSV形式の「申告書内訳情報（新データ形式）」及び「特別加入者情報（新データ形式）」のみの提出が可能となりますので、ご留意ください。

また、報奨金の電子化分についても、「申告書内訳情報（新データ形式）」での提出が行われた場合のみ対象となります。

※新データ形式の詳細については、インターネット上又仕様書をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/111200000/202312_siyou.pdf

※令和7年度の年度更新においては、これまでどおり、いずれの形式でも提出可能ですが、令和8年度に向け、お早めにご準備をお願いします。



労働保険徴収部 事務組合室 事務組合徴収第1係
 TEL 03-3512-1646

4 年度更新関係書類の提出期間・提出先

(1) 窓口持参の場合

監督署・ハローワークへの提出はできません

【令和7年6月2日(月)から7月4日(金)】 九段第3合同庁舎12階 東京労働局 事務組合室

【令和7年7月7日(月)から7月10日(木)】 九段第3合同庁舎11階 受理特設会場
受付時間：9時～16時30分

【令和7年7月10日(木)】 立川地方合同庁舎7階 受理特設会場
受付時間：9時15分～15時

最終2日間(7月9日・7月10日)は窓口が大変混み合います。
可能な限り、早めのご提出をお願いします。

(2) 郵送の場合・・・7月10日(木)必着(消印ではありません)

切手を貼付した返信用封筒(事務組合控が入る大きさ)を同封

5 保険料等の納期限及び口座振替納付日

- (1) 第 1 期...令和 7 年 7 月 1 0 日 (木) 納付書による納期限
...令和 7 年 9 月 8 日 (月) 口座振替納付日
- (2) 第 2 期...令和 7 年 1 1 月 1 4 日 (金) } 納付書による納期限、
(3) 第 3 期...令和 8 年 2 月 1 6 日 (月) } 口座振替納付日

< 口座振替納付制度を利用している事務組合の確認事項 >

事前通知ハガキの振替金額を確認

納付日の 2 ~ 3 週間前 (第 1 期は 8 月下旬) に、振替金額を通知するハガキが厚生労働省から郵送

➡年度更新時に提出された申告書の金額と一致しているか確認

口座振替納付日前に口座の残高を確認

口座振替納付日当日に口座振替されたかを確認

6 滞納時の事務処理（青本 P 7 6 ~ 8 3 参照）

- （ 1 ） 基幹番号全体の納付額から滞納分を差し引いた金額を納付
- （ 2 ） 滞納事業場報告書（青本 P 7 9） 提出 各納期限の翌日から 2 週間以内
- （ 3 ） 納入事業場報告書（青本 P 8 1） 提出 保険料等（滞納事業場分）を納付した日の翌月 1 0 日まで

< 口座振替納付制度を利用している事務組合の場合（青本 P 7 7 参照） >

口座振替納付制度利用組合において、
やむを得ず委託事業場から保険料等の交付を受けられなかった場合

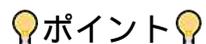
- ➡ 事前に金融機関に連絡し、該当基幹番号の口座振替停止を依頼
- ➡ 口座振替納付日までに、基幹番号全体の納付額から滞納分を差し引いた金額を納付書で納付

立替払の禁止

事業場から交付を受けられなかった場合、事務組合が立て替えて納付することは絶対にしない ください。

7 増減額訂正報告（青本 P 5 6 ~ 6 2 参照）

- （ 1 ） 年度途中の新規委託は「増額訂正報告」 委託日以降の概算保険料の申告
- （ 2 ） 年度途中の委託解除は「減額訂正報告」 委託解除日までの保険料・拠出金の確定申告



令和 6 年度より、3 期の報告期日が **1 2 月 2 0 日** に変更となっています。

8 再確定申告（青本 P 6 3 ~ 7 0 参照）

以前に申告した確定保険料や拠出金が誤っていた場合に、正しい保険料や拠出金を申告し直す手続。特に、遡って雇用保険の取得手続きをされた場合は、算入漏れの可能性があるため、必ず遡及した年度の申告内容を確認し、必要に応じて速やかに再確定申告をしてください。

9 その他

(1) 主たる事業の種類が変わった場合は、業種変更の手続きが必要。(青本 P 2 9 ~ 3 2 参照)

(2) 雇用保険の取り扱い

雇用保険の加入要件を満たした労働者であれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。
(法人等の代表者・昼間学生等一部の労働者は被保険者になりません。)

< 加入要件 > ア : 1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上
イ : 3 1 日以上の雇用見込み

雇用保険マルチジョブホルダー制度 (令和 4 年 1 月 1 日施行)

< 加入要件 > ア : 複数の事業所に雇用される 6 5 歳以上の労働者で希望する者
イ : 2 つの事業所 (1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上
2 0 時間未満) の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上
ウ : 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 3 1 日以上であること

詳細については、ハローワークにご相談ください

(3) 年度更新時に提出された書類への受付印押印の簡略化を実施

令和5年度からの
取り扱いです

< 提出された書類の1番上の用紙にのみ押印 >

- ・ 申告書内訳

各基幹番号ごと、1番上の用紙のみ押印
組機様式第10号(続紙)の提出がある場合、
各基幹番号ごと、1番上の用紙のみ押印

< 提出された書類すべてに押印 >

- ・ 申告書
- ・ 還付請求書
- ・ 特例計算対象者内訳

- ・ 一括有期事業報告書
- ・ 一括有期事業総括表

10 注意事項

- (1) 雇用保険の加入要件を満たす短時間労働者の算入漏れ
- (2) 労働保険の対象とならない役員の報酬等を賃金総額に誤算入
- (3) 労働保険の対象とならない者（業務委託等）の報酬等を誤算入
- (4) 労災保険料率・雇用保険料率の適用誤り
- (5) 一括有期事業に該当する元請工事の記載漏れ
- (6) 一括有期事業に該当しない作業（保守点検等）の誤算入
- (7) 消費税等相当額込みの請負金額の誤計上